

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし									

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和4年度別府港(石垣地区)防波堤改良水理特性検討調査 — R4.6.3～R5.2.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R4.6.3	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	3021005008148	別紙のとおり	24,865,539	24,865,500	100.0%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度 港湾業務艇「すいせい」修理工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R4.6.13	有限会社前田造船所 下関市彦島竹ノ子島町 3-17	7250002010932	一般競争入札	9,614,000	9,460,000	98.4%	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当なし										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随意契約理由書

1. 件 名：令和4年度別府港（石垣地区）防波堤改良水理特性検討調査
2. 契約の相手方：国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
神奈川県横須賀市長瀬三丁目 1-1
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項

4. 本契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、別府港（石垣地区）防波堤に関する被覆ブロック、腹付材及び堤体の安定実験を行うとともに、数値波動水路による計算モデルを構築し流速分布や浸透流の再現、安定性の検証を行うものである。

(2) 理由

別府港（石垣地区）防波堤の改良については、近年の擾乱を考慮した設計波に対する使用性及び南海トラフ巨大地震等の津波に対する安全性を求める構造として設計を行っている。

防波堤の構造形式は、経済性、施工性から「消波ブロック被覆堤」が提案されており、港外側被覆ブロック重量を過年度の隣接工区の実験結果より、6t と推定しているが、波浪条件・断面形状が隣接工区とは若干異なるため、水理模型実験でその安定性を確認する必要がある。

また、防波堤の耐津波設計における対策断面の照査方法に関して、必ずしも十分な知見が得られているわけではないため、性能照査にあたっては、水理模型実験による安定性の確認が必要である。

以上のことから、本業務を精度良く適切に遂行するためには、以下の能力・知見等を有していることが必要不可欠である。

- ①設計波浪に対する港湾施設等の被災メカニズムに関して高度な知見を有すること。
- ②護岸断面を1/20～1/40程度の縮尺で再現した上で、波浪を作用させる水理模型実験が可能な水槽設備を使用することができ、その設備を使いこなせる能力を有すること。
- ③水理模型実験結果を踏まえて、防波堤周囲に生じる複雑な流速分布や浸透流を安定的に解析することが可能な数値波動水路を自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として、

独立行政法人通則法及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に則って設立された機関である。

同法人は、大縮尺による水理模型実験が可能な施設を所有し、これまでに数多くの水理模型実験を実施しており、実験計画の立案から実験の実施、実験結果の解析・評価に至る実績により培った高度な知見及びその施設を使いこなせる能力を有している。

また同法人は、防波堤周囲に生じる複雑な流速分布や浸透流を安定的に解析することが可能な数値波動水路による計算モデルを構築し、数多くの研究成果を残していることから、数値波動水路を熟知し、自在に駆使することで精度の高い予測及び検討ができ、実験と計算モデルの円滑な連携を可能とする能力を有している。

以上のことから、本業務を履行するために必要な要件を具備している機関として、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所を特定公益法人等として特定したうえで、「参加者の有無を確認する公募手続き」に基づき、特定公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを行ったところ、他者からは本業務への参加意思を表明する書類が提出されなかったことから、同法人が本業務を履行できる唯一の機関と判断した。

よって、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約するものである。